

問1 -25点-

(1)について -5点-

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 課税資産の譲渡等の対価の額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）
- ⑤ 書類の交付を受けるその事業者の氏名又は名称
- ※ 小売業、飲食店業等不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うものについては、上記⑤は不要
- ※ 軽減対象資産の譲渡等においては、
- ⑥ 軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨
- ⑦ 税率ごとに区分して合計した税込価額又は課税仕入れに係る支払対価の額

(2)について -12点-

《本問における適用関係》 2

国外事業者が、国内において事業者向けとは限定できない電気通信利用役務の提供を行った場合は、当該国外事業者が申告納税を行うこととなる。

しかし、当該国外事業者が申告納税を行う可能性は低いと考え、当分の間、この役務の提供を受けた国内事業者は、その課税仕入れに係る消費税について、仕入税額控除は認められない。

ただし、登録国外事業者からこの役務の提供を受けた場合は、登録国外事業者が申告納税を行うこととなるため、この役務の提供を受けた国内事業者は、通常の仕入税額控除が認められる。

《上記に係る規定の内容》

●仕入れに係る消費税額の控除(全額控除) 6

その課税期間における課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上である事業者（免税事業者を除く。以下同じ。）が、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の区分に応じそれぞれに定める日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（その課税仕入れに係る支払対価の額に $\frac{7.8}{110}$ を乗じて算出した金額をいう。以下同じ。）、その課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額（その特定課税仕入れに係る支払対価の額に7.8%を乗じて算出した金額をいう。以下同じ。）及びその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律等の規定により消費税が免除されるものを除く。以下同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（「課税仕入れ等の税額」といい、附帯税相当額を除く。以下同じ。）の合計額を控除する。

仕入れに係る消費税額の控除は、事業者がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、その保存がない課税仕入れ等の税額については適用しない。

- (1) 国内において課税仕入れを行った場合
その課税仕入れを行った日
- (2) 国内において特定課税仕入れを行った場合
その特定課税仕入れを行った日
- (3) 保税地域から引き取る課税貨物につき一般申告書を提出した場合
その申告に係る一般申告課税貨物を引き取った日
- (4) 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（特例申告に関する決定があった場合を含む。）
その特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日

●帳簿及び請求書等の記載事項 4

帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額
- ⑤ 登録国外事業者の登録番号

請求書等の記載事項

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④ 課税資産の譲渡等の対価の額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）
- ⑤ 書類の交付を受けるその事業者の氏名又は名称

※ 小売業、飲食店業等不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うものについては、上記⑤は不要

- ⑥ 登録国外事業者の登録番号
- ⑦ 登録国外事業者が消費税を納める義務がある旨

(3)について - 8点-

《諸事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合であっても、仕入税額控除を受けるための規定が適用されない場合》

金又は白金の地金の課税仕入れの場合 **1**

《上記に係る規定の内容》 **7**

金又は白金の地金の課税仕入れの取扱い

●適用要件

- ・仕入れに係る消費税額の控除は、事業者が課税仕入れの相手方の本人確認書類(住民票の写しその他一定のものをいう。)を保存しない場合には、その保存がない課税仕入れに係る消費税については適用しない。

ただし、災害その他やむを得ない事情により、その保存をすることができなかつたことをその事業者において証明した場合は、この限りでない。

- ・上記の規定は、その課税仕入れの際に、その課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引取られた課税貨物に係るものである場合(その課税仕入れを行う事業者が、その消費税が納付されていないことを知っていた場合に限る。)には、その課税仕入れに係る消費税については適用しない。

●保存期間

上記の本人確認書類を整理し、その課税仕入れの日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地等に保存しなければならない。

なお、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から5年を経過した日以後の期間における保存は、一定の方法によることができる。

問2 -25点-

(1)について -8点-

《Aが行う建物の譲渡に係る消費税法令上の適用関係》 2

下記に示す規定の内容を根拠として、課税事業者Aが行う中古建物の譲渡は、課税の対象となり、7.8%課税取引に区分される。

また、別に収受する中古建物に係る固定資産税の未経過相当額についても、中古建物の譲渡の対価として、同様の取扱いとなる。

《上記に係る規定の内容》

●課税の対象

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。）には、消費税を課する。

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいい、資産の譲渡等に類する行為を含む。

●取引の内外判定

その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所（船舶等の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、一定の場所）が国内にあるかどうかにより行うものとする。

●課税資産の譲渡等の定義 1

資産の譲渡等のうち、消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

●消費税を課さないこととされるもの（非課税取引） 1

国内において行われる土地等の譲渡及び貸付け、その他一定の取引については、消費税を課さない。

●課税資産の譲渡等の対価の額の意義及び課税標準 2

課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下同じ。）とする。

この場合における金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額は、その物若しくは権利を取得し、又はその利益を享受する時における価額とする。

●未経過固定資産税の取扱い 2

固定資産税の対象となる資産の譲渡に伴い、その資産に対して課された固定資産税について譲渡の時において未経過分がある場合で、その未経過分に相当する金額をその資産の譲渡について収受する金額とは別に収受している場合であっても、その未経過分に相当する金額はその資産の譲渡の金額に含まれる。

※ その資産の名義変更をしなかった場合等については、別の取扱いとなる。

(2)について -9点-

《商品の販売に係る消費税の適用税率に係る消費税法令上の適用関係》 3

下記に示す規定の内容を根拠として、課税事業者 B が行う紅茶とティーカップのセット商品の販売(一体資産の譲渡)は、課税の対象となり、7.8%課税取引に区分されるが、以下の判定により軽減対象資産の譲渡等に該当し、6.24%(国税)の軽減税率が適用される。

※ 本問題における一体資産の譲渡について

販売価額(税抜) 10,000円 \leq 10,000円

仕入価格(税込) 紅茶 5,480円 / (紅茶 5,480円 + ティーカップ 2,480円)

$= 5,480円 / 7,960円 = 0.6884\cdots \geq 2/3$

∴ 一体資産の譲渡のうち一定の要件を満たすものとして、その全体が飲食料品の譲渡として、軽減税率の適用の対象となる。

《上記に係る規定の内容》

●一体資産の意義及び一体資産の取扱い 4

次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの

② 一の資産の価格のみが提示されているもの

なお、一体資産の譲渡は、原則として軽減対象資産の譲渡等としての軽減税率の適用の対象とはならないが、次の①及び②のいずれにも該当するものは、その全体が飲食料品の譲渡として、軽減税率の適用の対象となる。

① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が、1万円以下である

② 一体資産の価額のうちに、その一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2(2/3)以上であること

●消費税の税率 1

消費税の税率は、7.8%とする。

※ 軽減対象資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物のうち飲食料品に該当するものについては、6.24%とする。

●飲食料品の意義 1

食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)

●課税の対象

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。）には、消費税を課する。

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいい、資産の譲渡等に類する行為を含む。

●取引の内外判定

その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所（船舶等の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、一定の場所）が国内にあるかどうかにより行うものとする。

●課税資産の譲渡等の定義

資産の譲渡等のうち、消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

●消費税を課さないこととされるもの（非課税取引）

国内において行われる土地等の譲渡及び貸付け、その他一定の取引については、消費税を課さない。

●課税資産の譲渡等の対価の額の意義及び課税標準

課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下同じ。）とする。

この場合における金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額は、その物若しくは権利を取得し、又はその利益を享受する時における価額とする。

(3)について -8点-

《簡易課税制度による申告に係る消費税法令上の適用関係》 3

下記に示す規定の内容を根拠として、課税事業者 C が行う生産した米の販売は、課税の対象となり、7.8%課税取引に区分されるが、食用の米の販売は軽減対象資産の譲渡等に該当し、6.24%(国税)の軽減税率が適用される。

また、簡易課税制度による申告に係る事業の区分については、飼料用の米の販売は第三種事業、食用の米の販売は第二種事業となる。

《上記に係る規定の内容》

●消費税の税率

消費税の税率は、7.8%とする。

※ 軽減対象資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物のうち飲食料品に該当するものについては、6.24%とする。

●課税の対象

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）及び特定仕入れ(事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。)には、消費税を課する。

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいい、資産の譲渡等に類する行為を含む。

●取引の内外判定

その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所（船舶等の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、一定の場所）が国内にあるかどうかにより行うものとする。

●課税資産の譲渡等の定義

資産の譲渡等のうち、消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

●消費税を課さないこととされるもの(非課税取引)

国内において行われる土地等の譲渡及び貸付け、その他一定の取引については、消費税を課さない。

●課税資産の譲渡等の対価の額の意義及び課税標準

課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下同じ。）とする。

この場合における金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額は、その物若しくは権利を取得し、又はその利益を享受する時における価額とする。

●軽減税率制度の対象品目

飲食料品：食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)

新聞：定期購読契約が締結され、週2回以上発行されるもの

●簡易課税制度の内容 ①

事業者(免税事業者を除く。)が、その納税地の所轄税務署長にその基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間(分割等に係る課税期間を除く。)について消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その提出日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、原則にかかわらず、一定の計算方法によって計算した金額とする。この場合において、その金額は、その課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

ただし、その届出書の提出日の属する課税期間が一定の課税期間である場合には、その課税期間以後の課税期間について適用される。

●簡易課税制度における事業の意義

第一種事業…卸売業

他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいう。

第二種事業…小売業

なお、小売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で卸売業以外のものをいう。

※ 農業、林業、漁業において、軽減税率制度の適用を受ける飲食料品の譲渡を行う取引は、第二種事業となる。 ②

第三種事業…次の事業(上記第一種事業・第二種事業及び加工賃等を対価とする役務の提供を行う事業を除く。)をいう。 ②

農業 林業 漁業 鉱業 建設業

製造業(製造した棚卸資産を小売する事業を含む。)

電気業、ガス業、熱供給業及び水道業

第五種事業…次の事業(第一種事業・第二種事業・第三種事業に該当するものを除く。)をいう。

運輸通信業 金融業及び保険業 サービス業(飲食店業を除く。)

第六種事業…不動産業(上記第一種事業・第二種事業・第三種事業・第五種事業に該当するものを除く。)をいう。

第四種事業…上記第一種事業・第二種事業・第三種事業・第五種事業・第六種事業以外の事業をいう。

Z-70-F 消費税法〔第二問〕一解 答一

問1-37点-

I 課税標準額に対する消費税額の計算

〔課税標準額〕

計 算 過 程		(単位：円)
$(584,000,000 - 92,047,000 - 35,820,000 - 5,112,000) \times 2 + 47,621,000 + 400,000 \times 2$ $= 499,042,000$		
$499,042,000 \times \frac{100}{110} = 453,674,545 \rightarrow 453,674,000$ (千円未満切捨)		
金 額	453,674,000 円	

〔課税標準額に対する消費税額〕

計 算 過 程	(単位：円)	金 額
$453,674,000 \times 7.8\% = 35,386,572$		35,386,572 円

II 仕入れに係る消費税額の計算等

〔課税売上割合〕

計 算 過 程		(単位：円)
7.8%課税取引		
(1) 453,674,545		
(2) $180,000 \times \frac{100}{110} = 163,636$		
(3) (1) - (2) = 453,510,909		
輸出免税取引		
(1) $92,047,000 + 5,112,000 = 97,159,000 \times 2$		
(2) 331,000		
(3) (1) - (2) = 96,828,000		
		次ページへ続く

〔課税売上割合〕（続き）

計 算 過 程	（単位：円）
非課税資産の輸出取引等 4,530,000 + 5,650,000 = 10,180,000 2	
非課税取引 11,329,000 2 + 24,170,000 + 43,510 = 35,542,510	
課税売上割合 $\frac{453,510,909 + 96,828,000 + 10,180,000}{453,510,909 + 96,828,000 + 10,180,000 + 35,542,510} = \frac{560,518,909}{596,061,419} = 0.9403\cdots < 95\%$	
割 合	560,518,909 円 <hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/> 596,061,419 円

〔控除対象仕入税額〕

計 算 過 程	（単位：円）
課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額等	
国内分 272,800 2 + 540,000 + 4,850,000 2 + 278,772,000 + 15,505,000 + 3,000,000 + 51,000,000 + (5,400,000 + 804,600) 2 = 360,144,400 $360,144,400 \times \frac{7.8}{110} = 25,537,512$	
輸入分 1,372,800 2 国内分に係る返還等 $1,417,000 \times \frac{7.8}{110} = 100,478$ 2	
その他の資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額等 161,700 2 + 5,230,000 + 3,200,000 = 8,591,700 $8,591,700 \times \frac{7.8}{110} = 609,229$	
次ページへ続く	

[控除対象仕入税額] (続き)

計 算 過 程	(単位：円)
共通に要する課税仕入れの税額等 10%分 $1,260,000 + (1,430,000 - 4,800) \times 2 + 970,000 + 2,100,000 + 251,000 + 38,000 \times 2 + (13,600,000 - 97,200)$ $+ 416,000 + (11,258,000 - 54,000) = 31,167,000 \quad 31,167,000 \times \frac{7.8}{110} = 2,210,023$	
軽減8%分 $54,432 + 97,200 + 54,000 = 205,632 \quad 205,632 \times \frac{6.24}{108} = 11,880 \times 2$	
合計 $2,210,023 + 11,880 = 2,221,903$	
課税仕入れの税額等 $(360,144,400 + 8,591,700 + 31,167,000) \times \frac{7.8}{110} + 205,632 \times \frac{6.24}{108} = 28,368,645$	
輸入引取りの消費税 1,372,800	
仕入返還等の消費税 $1,417,000 \times \frac{7.8}{110} = 100,478$	
《個別対応方式による計算》 $(25,537,512 + 1,372,800 - 100,478) + 2,221,903 \times \frac{560,518,909}{596,061,419} = 28,899,247$	
《一括比例配分方式による計算》 $(28,368,645 + 1,372,800) \times \frac{560,518,909}{596,061,419} - 100,478 \times \frac{560,518,909}{596,061,419} = 27,873,508$	
《比 較》 $28,899,247 > 27,873,508 \quad \therefore 28,899,247$	
※ 変動の調整及び転用の調整について 2 変動の調整：当課税期間が第3年度の課税期間に該当する調整対象固定資産の取得がないため、変動の調整の適用はない。 転用の調整：用途を、課税のみから非課税のみ又は非課税のみから課税のみに変更した調整対象固定資産がないため、転用の調整の適用はない。	
金額	28,899,247 円

[売上げに係る対価の返還等に係る消費税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金額
$180,000 \times \frac{7.8}{110} = 12,763$	12,763 円 2

[貸倒れに係る消費税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金額
$344,000 \times \frac{6.3}{108} + 235,000 \times \frac{7.8}{110} = 36,729$	36,729 円 2

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

[差引税額又は控除不足還付税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金額
差引税額	
$35,386,572 - (28,899,247 + 12,763 + 36,729)$ $= 6,437,833 \rightarrow 6,437,800$	6,437,800 円

Ⅳ 中間納付税額の計算

[中間納付税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金額
1 月中間申告 $\frac{5,898,000}{12} = 491,500 \leq 4,000,000 \therefore$ 不要	
3 月中間申告 $\frac{5,898,000}{12} \times 3 = 1,474,500 > 1,000,000 \therefore$ 必要 $1,474,500 \times 3 = 4,423,500$	
※ 6 月中間申告は不要	4,423,500 円 2

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

[納付税額又は中間納付還付税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金額
納付税額 $6,437,800 - 4,423,500 = 2,014,300$	2,014,300 円 1

問2-13点-

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
<p>《法9①》</p> $\frac{(2,431,200 - 120)}{3} \times 12 = 9,724,320 \quad 9,724,320 \leq 10,000,000$	
<p>《法9④》</p> <p>課税事業者選択届出書の提出はないため、適用なし</p>	
<p>《法9の2》</p> $\{(8,247,815 - 160) + (1,781,530 - 200) \times \frac{100}{108}\} = 9,897,034 \quad \boxed{2} \quad 9,897,034 \leq 10,000,000$ <p>10,100,000 > 10,000,000</p> <p>特定期間における課税売上高が1,000万円を超えないので、適用なし。</p>	
<p>※ 前課税期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の状況</p> <p>《法9①》 $0 \leq 10,000,000$</p> <p>《法9④》 課税事業者選択届出書の提出はないため、適用なし</p> <p>《法9の2》 特定期間の特例の適用なし</p> <p>《法11》</p> <p>資料ハ（注2）より</p> $(48,210,000 - 1,150) \times \frac{100}{108} = 44,637,824 \quad 44,637,824 > 10,000,000$ <p>∴ 平成31年4月1日～令和元年8月31日までは、納税義務なし</p> <p>令和元年9月1日～令和2年3月31日までは、納税義務あり</p>	
<p>《法11》</p> $9,724,320 + \text{※}45,689,514 = 55,413,834 \quad \boxed{2} \quad 55,413,834 > 10,000,000$ <p style="text-align: right;">∴ 納税義務あり</p>	
<p>※</p> $(49,110,000 - 1,110) \times \frac{100}{108} + (8,460,000 - 100) \times \frac{100}{108} = 53,304,434$ $\frac{53,304,434}{12 + 2} \times 12 = 45,689,514$	

II 簡易課税制度の適用の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
$9,724,320 \times 2 \leq 50,000,000$	\therefore 当課税期間は、簡易課税制度の適用あり

III 事業区分ごとの金額

事業区分	計 算 過 程	金額	(単位：円)
第一種事業	1,827,000	1,827,000 円	1
第二種事業	$5,157,600 \times 1 + 2,173,000 + 3,560,000 \times 1$ $= 10,890,600$	10,890,600 円	
第三種事業	42,418,000	42,418,000 円	1
第四種事業	$26,585,000 \times 1 + 1,000,000 + 630,000 + 850,000 \times 1$ $= 29,065,000$	29,065,000 円	
第五種事業	2,363,400	2,363,400 円	1
第六種事業			円

消費税法【総評】

〔第一問〕

問 1

問 1 に対しての配点が不明ではあるが、25 点の配点とした。

(2)については、「事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。」に気付けたかどうかのポイントがある。

(3)については、白紙にせずに、何らかの得点をして欲しい。

ボーダーラインは 12 点/25 点、合格確実ラインは 19/25 点であると考える。

問 2

問 2 に対しての配点が不明ではあるが、25 点の配点とした。

(1)における未経過固定資産税の取扱いは、基本通達の内容であるため、受験生自身の表現により解答する努力をして欲しい。

(2)については、白紙にせずに、何らかの得点をして欲しい。

(3)については、得点して欲しいところである。

ボーダーラインは 14 点/25 点、合格確実ラインは 16 点/25 点であると考える。

以上、理論のボーダーラインは 26 点/50 点、合格確実ラインは 35 点/50 点であると考える。

〔第二問〕

問 1 においては総合計算問題、問 2 においては納税義務の有無及び簡易課税制度の適用の有無の判定を行い、簡易課税制度における事業の区分を問う個別問題が出題され、簡易課税制度における事業の区分では、迷うものが多かったことと思う。

問 1 及び問 2 に対しての配点が不明ではあるが、問 1 を 37 点、問 2 を 13 点の配点とした。

問 1：売上げに係る対価の返還等の消費税額、貸倒れに係る消費税額、中間納付税額は確実に得点につなげて欲しいところである。

問 2：基本的な(法 9①)、(法 9 の 2)の取扱いに関して解答をすることにより、白紙を避ける工夫をして欲しいところである。しかし、基準期間及び前事業年度が免税事業者に該当することを把握できないと正解が得られない。

問 1：ボーダーラインは 26 点/37 点、合格確実ラインは 32 点/37 点

問 2：ボーダーラインは 6 点/13 点、合格確実ラインは 11 点/13 点

以上、計算のボーダーラインは 32 点/50 点、合格確実ラインは 43 点/50 点であると考える。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	26 点/50 点	35 点/50 点	ボーダーライン：58 点
計算	32 点/50 点	43 点/50 点	合格確実ライン：78 点